

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年6月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月から7年3月まで
② 平成7年4月から同年5月まで

私は、母親の強い勧めもあり、20歳になった平成3年*月に学生生活を送っていた県外A区で国民年金の加入手続きを行い、親から送ってもらっていた生活費の一部を国民年金保険料の納付に充てていた。

また、大学卒業後の平成7年4月に故郷の県内に戻り、同年6月に厚生年金保険に加入するまで怠りなく国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、平成10年度以降は国民年金に在外邦人として任意加入して保険料を納付していることから、申立人の国民年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識は高かったものと考えられるほか、申立期間は10か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間中に居住していた県外A区から同B区への転入に伴う国民年金の住所変更手続きも適切に行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間②については、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付時期及び納付金額等についての記憶が曖昧である上、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人は、平成7年5月から住所のあった県外B区において所在不明を意味する「不在被保険者」となり、また、申立人は大学卒業後の7年4月に県外からの県内に戻っているが、県内C市で保管している申立人に係る国民年金の被保険者名簿が作成された時期は10年2月であることが確認できることから、申立人が県外から県内への転居に伴う国民年金の住所変更手続きを行ったのは10年2月ころと考えられ、県外B区から発行され

る平成7年度の国民年金保険料の納付書が申立人の居所である県内C市に届くことはなく、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年6月から7年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成16年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月31日から16年1月1日まで

私は、平成3年4月から申立てを行った21年6月までの間継続してA事業所に勤務しているが、16年1月1日の人事異動に伴い厚生年金保険から船員保険に移った際、厚生年金保険の資格喪失年月日が15年12月31日となっているので、その資格喪失年月日を16年1月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賃金台帳、人事異動に係る決裁書及び給与支払報告書（個人別明細書）によれば、申立人は申立期間において同事業所に勤務し、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、A事業所が保管している賃金台帳における申立人に係る記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務をA事業所の事業主が履行したか否かについては、同事業主は「納付していない」と回答している上、同事業所が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、同事業所の事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成15年12月31日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月分の厚生年金保険料について納入の告知（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 22 日から 47 年 3 月 9 日まで

ねんきん特別便によれば、申立期間については、既に昭和 47 年 5 月に脱退手当金が支給済みとなっていたことから、社会保険事務所に確認したところ、同様に脱退手当金が支給済みとの回答であった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶は無く、昭和 47 年 3 月に事業所を退職した後すぐに郷里の A に戻っており、脱退手当金の支給日とされている同年 5 月 23 日には事業所のあった B 市にはいないほか、郷里の A に戻った後に支給を受けるための手続をした記憶や形跡が一切無いことから、申立期間を厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理するオンライン記録及び当時の申立人に係る脱退手当金裁定請求書によれば、当該請求書は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 47 年 3 月 9 日から約 2 か月後の同年 5 月 2 日に提出され、申立人は同年同月 23 日に脱退手当金を支給されたこととなっている。

しかし、申立人は「事業所を退社した昭和 47 年 3 月中に郷里の A に戻った。」と主張しており、申立人とほぼ同時期に退社し A に帰郷している同僚は「申立人は私より 1 か月足らず前に退社し、郷里の A に帰ったと記憶している。」と証言しており、当該同僚の渡航記録が同年 3 月下旬に認められる。このことから、申立人は同年 3 月中に A に帰郷していたものと推認でき、申立人が自ら請求したとは考え難い。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書における請求者の住所は、申立人が在職していた当時の事業所所在地が記載されているが、申立人は脱退手当金の請求当時既に郷里の A に転居していたと考えられ、申立人が在職当時の事業所所在地を記載するとは考え難く、不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

さらに、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人と同様に昭和 47 年 5 月 23 日に脱退手当金を受給したとされている同僚 5 人のうち、聴

取が可能であった2人は「脱退手当金を受給した記憶は無い。」と述べているほか、申立期間当時に申立人が居住していた社員寮の寮母は「当時申立人とその同僚に対して『郷里のAは本土復帰直前であり、すぐに同じ年金制度になるであろうし、あなた方はまだ年齢も若く今後再就職することもあるだろうから脱退手当金は受給しない方がよい。』と助言した。」と証言していることから、申立人を含むこれらの同僚が事業主に代理請求を依頼したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年7月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月23日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和44年4月1日に入社以来、60年6月30日に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、51年7月23日から同年8月1日まで厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、A社に継続して勤務していたので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における従業員の人事の記録や給与等を記録した職員カードなどから判断すると、申立人が同社に入社してから退職するまでの間継続して勤務（昭和51年7月23日に同社C支店から同社B支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者原票の昭和51年8月の記録から判断すると、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は「不明である」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年1月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和48年1月17日から同年5月7日まで
昭和44年4月1日から平成11年3月31日まで勤務していたA社における厚生年金の加入記録を確認したところ、昭和48年1月17日から同年5月7日までの間の記録が無い旨の回答を受けた。

昭和48年1月16日付けでA社本店から同社B支店に転勤になったものの、同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社における職員カード及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間を含む昭和44年4月1日から平成11年3月31日まで同社に継続して勤務（昭和48年1月に同社本社から同社B支店に異動）していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和48年5月の健康保険・厚生年金被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 6 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成 6 年 4 月まで

私は、ねんきん特別便に国民年金の加入記録がなかったので、社会保険事務所に「年金加入記録回答票」を提出し照会したところ、私の申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

20 歳のころ私は学生で、私の国民健康保険の保険料は両親が納付しており、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付も両親が行っていたと思うので、申立期間について国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続及び同保険料の納付をしたと主張している。

しかし、申立人の両親は「息子(申立人)の国民年金の加入手続及び同保険料の納付は行っていなかった」と証言している。

なお、申立人は「当時私は大学生であったので国民健康保険の遠隔地被保険者証を発行してもらったが、大学を卒業して就職した後も同保険と健康保険の保険料を二重に支払っていた」と述べていることから、国民健康保険制度と国民年金制度を誤解していたものと思われる。

このほか、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 241

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 20 日まで

私は、A事業所に昭和 54 年 4 月 1 日に入社し 55 年 3 月 20 日まで勤務していたが、社会保険事務所から申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、申立人はA事業所において昭和 54 年 7 月 21 日から 55 年 2 月 29 日までの期間の雇用保険加入記録が確認できる上、同事業所における複数の同僚は「期間は不明であるが、申立人と一緒にA事業所で勤務していた。」と証言していることから、申立人が、申立ての一部期間については同事業所に勤務していたと認められる。

しかし、i) 同じ職種である同僚複数名が厚生年金保険の資格を取得した時期は、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、当該同僚が入社したと述べている時期より 7 か月から 9 か月ほど後であること、ii) 申立人の雇用保険の加入時期は、申立人がA事業所に入社したと述べている時期より約 3 か月後であること、iii) 同僚複数名は「A事業所では試用期間があった。」と述べていること、iv) 同僚複数名から名前が挙がった申立人と同じ職種の者のうち半数以上の者に厚生年金保険の加入記録が確認できないことなどから、A事業所の事業主は、従業員を入社と同時に厚生年金保険や雇用保険に加入させていなかったものと推認できる。

また、社会保険庁が管理しているオンライン記録や社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人の氏名に該当する記録は無く、A事業所における被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関連資料は無く、その他申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。